

平成17年9月25日発行

お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL 0259(63)3111・FAX 0259(63)3300

「住民基本台帳カード」とは一般的に「住基カード」と呼ばれ、手軽に行政サービス等を受けすることができます。ICチップ内臓の顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。

全国の市区町村の住民基本台帳をネットワークで結び、国や都道府県を含めた行政機関で共有する「住民基本台帳ネットワークシステム」(住基ネット)が構築されており、住基カードを取得していると、次のような場合便利になります。

日々の生活の中で役場などの官公署に限らず、全国の銀行、民間会社等で各種申請、手続きをする際、本人確認を厳格にする「写真付身分証明証」の提示を依頼されることが多くなっています。運転免許証等をお持ちでない方は、「写真付住基カード」を取得されないとスムーズな本人確認ができます。

公的な身分証明証として利用できます。(顔写真付カードのみ)

から転出する場合、通常は役場の窓口に来ていただき転出届を記載提出してもらいます。転入市区町村のみ一回での手続きで済みます(郵送などによる付記転出届が必要)。

ただし、国民健康保険加入者、介護保険加入者、児童手当受給者等、他の係で手続きが必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

「公的個人認証サービス」を受けることができます。

国への申請・届出を書面で

他の市区町村からでもご自身の住民票の写しが取れます。(住民票の広域交付)

住基ネットにより便利につつたサービスの一つです(本籍入り住民票は出ません)。

※必ずしも住基カードを取得していなくても交付を受けることができます。

「住基カード」は先にご案内したとおり、公的な身分証明証としても利用できるカードになります。

○申請について
○本人確認書類

・官公署発行の写真付書類(運転免許証等)

・お持ちでない方は加入している健康保険証等、本人主義の書類を複数

○印鑑(認印で結構です)
○顔写真付きカード希望の方は顔写真一枚(無帽、正面、無背景で6か月以内に撮影

「住民基本台帳カード」をご存知ですか?

されたもの、サイズ縦45mm・横35mm)
※写真持参でなくとも、係員でよろしければ撮影します。

交付期間
交付手数料 500円

行わず、ご自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申請できるサービスをいいます。カード取得後、別に申請が必要になります。詳しい内容は10月号の広報でご案内しますが、受付窓口は10月1日から本庁のみとなりますのでご注意願います。

なお、住基ネットおよび住基カードの概要等については、総務省の「住民基本台帳システム」サイト

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/>でご覧になれます。

本庁にて申請し、官公署発行の写真付書類とその他必要なものがそろつていれば、即日交付します。写真付書類がない場合は約3日、また各支所で申請された方は交付まで約1週間かかりますので、余裕をもって申請をお願いします。

交付場所

市役所市民課および各支所市民課

詳しい内容やその他不明な点につきましては

または各支所市民課 戸籍市民係

までお問い合わせください。

●申請について
●本人確認書類

・官公署発行の写真付書類(運転免許証等)

・お持ちでない方は加入している健康保険証等、本人主義の書類を複数

